大阪府条例第　　　号

大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府宿泊税条例（平成二十八年大阪府条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （免税点）第五条　宿泊税は、宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）が一人一泊五千円未満の宿泊に対しては、これを課さない。（税率）第六条　（略）　一　一万五千円未満のもの　二百円　二　一万五千円以上二万円未満のもの　四百円　三　二万円以上のもの　五百円（特別徴収義務者としての登録等）第十一条　第九条第一項の特別徴収義務者（第五条に規定する宿泊料金が一人一泊について五千円以上となる宿泊がないホテル等（以下「登録義務免除対象ホテル等」という。）の特別徴収義務者を除く。）はホテル等の経営を開始しようとする日前五日までに、第九条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、ホテル等ごとに、当該ホテル等における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。２―12　（略） | （免税点）第五条　宿泊税は、宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）が一人一泊七千円未満の宿泊に対しては、これを課さない。（税率）第六条　（略）　一　一万五千円未満のもの　百円　二　一万五千円以上二万円未満のもの　二百円　三　二万円以上のもの　三百円（特別徴収義務者としての登録等）第十一条　第九条第一項の特別徴収義務者（第五条に規定する宿泊料金が一人一泊について七千円以上となる宿泊がないホテル等（以下「登録義務免除対象ホテル等」という。）の特別徴収義務者を除く。）はホテル等の経営を開始しようとする日前五日までに、第九条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、ホテル等ごとに、当該ホテル等における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。２―12　（略） |
|  |  |

第二条　大阪府宿泊税条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－１５

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第五条　（略）（課税免除）第五条の二　次に掲げる者のホテル等における宿泊が行われた場合には、第四条の規定にかかわらず、その宿泊者に対しては、宿泊税を課さない。　一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）の幼児、児童、生徒又は学生であって、当該学校が主催する修学旅行（学習指導要領に定める学校行事その他これに準ずるものを含む。以下「修学旅行等」という。）に参加しているもの　二　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）の生徒であって、当該高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの　三　次に掲げる施設の幼児であって、当該施設が主催する修学旅行等に参加しているもの　　イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）　　ロ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下「保育所」という。）　　ハ　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う施設　　ニ　児童福祉法第五十九条の二の規定による届出をした認可外保育施設（以下「認可外保育施設」という。）　四　前三号に規定する学校、高等専修学校又は施設が主催する修学旅行等の引率者　　　附　則１―７　（略）（二千二十五年日本国際博覧会の開催に伴う課税免除）８　（略）　一　学校の幼児、児童、生徒又は学生であって、当該学校が主催する修学旅行等に参加しているもの　二　高等専修学校の生徒であって、当該高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの　三　（略）　　イ　幼保連携型認定こども園　　ロ　保育所　　ハ　家庭的保育事業等を行う施設　　ニ　認可外保育施設１－１６　四　前三号の学校、高等専修学校又は施設が主催する修学旅行等の引率者 | 第五条　（略）　　　附　則１―７　（略）（二千二十五年日本国際博覧会の開催に伴う課税免除）８　（略）　一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）の幼児、児童、生徒又は学生であって、当該学校が主催する修学旅行（学習指導要領に定める学校行事その他これに準ずるものを含む。以下「修学旅行等」という。）に参加しているもの　二　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）の生徒であって、当該高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの　三　（略）　　イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園　　ロ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所　　ハ　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設　　ニ　児童福祉法第五十九条の二の規定による届出をした認可外保育施設　四　前三号に規定する学校、高等専修学校又は施設が主催する修学旅行等の引率者 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

　一　附則第五項の規定　公布の日

　二　第一条、次項及び附則第四項の規定　規則で定める日

　三　第二条及び附則第三項の規定　令和七年十一月一日

（適用区分）

２　第一条の規定による改正後の大阪府宿泊税条例（以下「新条例」という。）の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後における旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「ホテル等」という。）における宿泊に対して課すべき宿泊税について適用する。

３　第二条の規定による改正後の大阪府宿泊税条例の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後におけるホテル等における宿泊に対して課すべき宿泊税について適用する。

（経過措置）

４　施行日において現に第一条の規定による改正前の大阪府宿泊税条例第十一条第一項に規定する登録義務免除対象ホテル等（同条例第五条に規定する宿泊料金が一人一泊について五千円以上となる宿泊がないホテル等を除く。以下「旧登録義務免除対象ホテル等」という。）を経営している者については、施行日に旧登録義務免除対象ホテル等の経営を開始するものとみなして、新条例第十一条第一項の規定を適用する。

５　旧登録義務免除対象ホテル等に係る宿泊税の特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付は、施行日前においても、新条例第九条第二項並びに第十一条第一項（前項の規定が適用される場合を含む。）及び第三項から第五項までの規定の例により行うことができる。

１－１７